



令和5年11月7日

ふじみ野市立上福岡西公民館
館長 内田 徳子 様

ふじみ野市公民館運営審議会
委員長 郡 司 お 新



公民館事業運営の今後の展開等について～「学びの仕組み」の再構築～
(建議)

本審議会では、平成31年1月21日付でふじみ野市社会教育委員会議より「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について」答申が示されたことを受けて、社会教育施設としての公民館のあり方をあらためて検討し、当時の地域市民のコミュニティーづくりと豊かなまちづくりに寄与するために欠かせない公民館事業運営の方針について、平成31年3月20日付で『今後の公民館の施設運営方針』及び『今後の公民館の事業方針』について」建議を上申いたしました。

その後5年が経過する中において、建議内容を踏まえた公民館運営の取り組みが行われる一方、新文化施設の整備や、社会教育事業の一つである「地域学校協働活動」の本格的な始動等、公民館を取り巻く環境の変化により、公民館の事業運営方針に新たな視点を加える時期が到来していることを認識いたしました。

そこで、現状の公民館の取り組みが見直されることで他の施策等とも相乗しより効果的な発展を図るとともに、市民の「学びたい気持ち」を醸成する役割がますます果たされることを期待し、公民館事業の今後の展開等について別紙のとおり建議いたします。

公民館事業運営の今後の展開等について

～「学びの仕組み」の再構築～

令和5年11月7日

1 これまでの公民館の取り組み状況について【評価と確認】

公民館については、社会教育法第20条に「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定されており、この目的達成のための取り組みこそが公民館事業運営の本質といえる。平成30年度の建議（以下「前回建議」という。）ではこの本質をあらためて振り返り、具体的方策を盛り込んで公民館事業運営のあり方を明示した。その後に取り組みまれてきた公民館事業運営については、毎年度の本審議会会議において、建議内容を踏まえた事業展開を多分野に渡り実施されていることが報告されており、概ね適切に執行されているものと判断している。

ただし、公民館の情報発信に係る取り組み不足を指摘する意見は折に触れて出されてきた。また、前回建議からの評価として、「人材の育成」・「相談、支援」に係る取り組みに課題が残ると認識し、公民館事業運営の根幹をなす「人」へのアプローチに更なる工夫と改善の余地があるものとする。

なお、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策期間（以下「コロナ禍」という。）にも事業展開の手を止めず、可能な限りの対策を講じて事業運営に取り組んだ姿勢は評価できるものである。

2 公民館事業運営における課題と今後の展開について【整理と再構築】

以下に、これからの公民館事業が意識的に取り組むべき基本姿勢を挙げる。これにより、これまでの事業の課題整理を行い事業運営のあり方等を再確認するとともに、市民の生涯にわたる「学びの仕組み」の再構築を図りたい。

① 人づくり（人材育成・人材発掘）

公民館事業の効果的な運営に不可欠なのは、そこに携わる「人」である。特に、事業実施において市民の生活課題・地域課題の解決に資することを目的としていることに鑑みると、その事業は地域に根差される必要があり、その根は市民主体で定着しなければ意味がない。

そのきっかけとして、地域に暮らす市民個々のさまざまなスキルや経験、知識を活用した事業を実施することにより、市民が共に教え合い共に学び合う場を創出する展開が

考えられる。また特別な資格等を持つ市民はもとより、「生活の知恵」や「趣味」「特技」等を持つ市民を的確に把握するとともに、その市民に事業参画してもらうことで、関わった市民の事業に対する主体的な感覚と自己有用感の芽生えも期待できる。

また、人材育成を目的とする事業の参加者を積極的に活用し、培った技能を発揮できる事業を新たに展開することで、より多くの市民の社会参加の機会を確立するとともに、市民自らの力による多様な活動の継続と、地域人材という身近な存在の活躍に触発された新たな人材の掘り起こし、またその活動を契機とした地域コミュニティの活性化につなげることができる考える。「人づくり」の効果は「地域づくり」にあると言え、この展開こそがまさに公民館事業の本領であると言える。

② 人つなぎ（ネットワークの構築・相談体制）

市民個人の社会参加や地域参加、仲間同士の活動等への意欲をさらに醸成するのが、そこにかかわる人同士のつながりである。そのつながりは、活動が活発になるにつれ、限定的なものにとどまらず、多方面に渡る広がりが必要とする。しかし、個々の力で関係を広げていくことは容易ではなく、個人本位の活動に任せたままでは、意欲に反して活動の停滞が生じることも考えられる。

そこで、世代、地域、活動内容等の枠を超えた多様なネットワークを多角的に結び付け、市民の必要に応じて支援できる仕組みを公民館事業運営が関わり構築することで、人材交流や活動団体同士の連携が図られるとともに、事業への協力体制の確立等、効果的な活用も期待できると考える。

また、市民や団体からの活動に係る相談要請に応じる支援体制の構築にも公民館事業の取り組みを活用することで、社会教育主事等専門知識を有する職員のスキルとネットワークの双方を効果的に連携させた相談支援体制の確立につなげることも可能となる。

③ 学校・専門機関・他の組織・民間企業等「分野のエキスパート」との連携

公民館事業では多岐にわたる分野のさまざまな世代を対象とした事業を展開しているが、事業の応募率や参加者数等から、事業内容が市民ニーズを的確に反映していない例も見られる。一方、行政の各専門部署ではターゲットを絞った事業が専門的な見地のもとに企画され、市民生活に必須となっているものもある。また、市内小中学校における「地域協働学校」の取り組みや、民間企業では独自の取り組みにより市民向け講座の企画を展開している等、産官学がそれぞれの分野で専門性を発揮した取り組みを進めている現状がある。

今後の公民館事業が市民に真に必要なものとされるために、こうした専門的取り組みを持つ「分野のエキスパート」と連携し、市民ニーズに沿った事業の展開を仕掛けると

ともに、公民館のスキルである「人づくり」「人つなぎ」を効果的に絡めることが大切である。各々が単発の事業を実施するのみにとどまらず、継続的に、さらに産官学等他分野との連携強化を図り、相乗的な発展に展開するきっかけとなるよう、公民館事業運営において積極的な働きかけをする必要がある。

④ 「誰でも・いつでも・どこでも」参加しやすい事業の取り組み

従来の公民館事業は、場所や時間の制約から脱却することが難しく、実施場所に来館することと実施時間中を拘束されることが許されなければ参加できないものとなっている。また実施日程は曜日・時間等考慮されているものもあるが、実施場所の多くは公民館という限定された場所であり、公民館より遠方の市民ほど事業に参加できにくい状況となっている。また、事業参加者の年齢層から、中学生・高校生等のヤングアダルト世代や大学生等の青年層、現役世代等地域とのつながりが希薄になりがちな世代へのアプローチが不足している様子も見受けられる。

社会教育法第20条に規定されている公民館事業運営の本質を踏まえ、今後の公民館事業は特定の場所にとらわれることなく、市内のさまざまな施設等において、さまざまな手法で、広く市民に認知され活用される事業を展開していく必要がある。現状においてもすでに東西の文化施設や市立体育館等を活用し、市内全域での事業展開を行っていることは、特定の場所によらない柔軟な事業展開が可能であることを証していると言える。

今後さらに取り組むべき事業例としては、コロナ禍で行った事業手法に改良を加え、新たな事業展開に結び付けていくことも有効であろう。また、地域に身近で足を運びやすい場所を会場として、その地域ならではの歴史や課題を扱った事業を企画し実施することで、市民ニーズを反映しながら気軽な雰囲気をもって取り組みやすい学びの場を提供できるとともに、市民の自発的な学習意欲の向上に貢献する役割も果たし得る。また、文化施設等市内各施設との連携を強化し、施設の特性を生かした新たな事業展開を図る等、これまでの独自事業では実施困難だった内容に着手することで、市民に新たな興味を促す取り組みも期待できる。さらに世代の意見を収集しニーズに寄り添った事業手法の取り組みを進める等、これまでの公民館事業体制が「従来型」で「来る人を待つ」姿勢であったものを脱却し、地域課題の解決に向け、市民や地域を巻き込みながら、より身近に「自分事」の意識で参加意欲を醸成する事業を仕掛けることが肝要である。

⑤ 「カルチャーセンター化」しない事業の構築

現状、市民にとっての公民館事業とは、「参加するだけ」、「その時のイベントを楽しむだけ」といった関わりに終始する傾向が高いように感じられる。公民館事業のあり方

として、学びのきっかけである事業に参加した市民の意欲を擲り上げることなく単発の事業参加者として扱い、その後のアプローチを怠ってきた姿勢には大いに改善の余地があると言わざるを得ない。

中には事業の参加者がボランティアとなり企画実施から関わる等事業を支える人材となっている例もあるが、多くは「参加者」としての関わりのみで、その時の学びや体験も一過性のものとなっているきらいがある。

公民館事業はその取り組みが市民の内に取り込まれ、地域や生活の中のさまざまな場面で応用され、知識や技術等が広がってこそ実施の意味を持つ。きっかけは個人の趣味づくりとしての事業参加であっても、やがて当事者の生きがいくくりとなり、その楽しみを仲間と共有し、将来的には地域等の広いコミュニティでの活躍につなげる、その第一歩を公民館事業が担うことに事業運営の意味があるといえる。その行く末まで見越して、事業計画を見直すことが求められる。

⑥ 類似事業の効果的見直し

③「学校・専門機関・他の組織・民間企業等「分野のエキスパート」との連携」でも触れた通り、行政内においても専門知識を有する各部署主催の事業が行われている中、既存の公民館事業との区別がつきにくく、事業内容が重複しがちになっている現状がある。公民館事業の課題を改善し、真に市民のための事業を展開するべく、公民館事業運営の意味をこの機に再考し、見直しを図る必要があると考える。

その際には本建議の各項目で述べている公民館事業運営の取り組むべき課題を盛り込んで熟慮精査し、今後の事業展開がより効果的かつ持続可能となるよう、社会教育主事等の専門的知識を有する職員を中心として計画策定を行う等、発展的改善を図られたい。

⑦ 社会教育主事の活躍（民間企業の社会教育士との連携）

行政に配属されている社会教育主事と、文化施設等に所属している社会教育士が相互に連携協力し、事業の企画運営を進めることで、公民館事業の利点と文化施設等の事業の利点を生かした事業の取り組みを効果的に図ることが可能となる。専門的見地を生かした事業展開は今後の公民館事業、施設の独自事業双方に相乗効果をもたらし、市民の学びの場や地域コミュニティ活動、文化活動等がより一層充実したものになると考える。

こうした展開を可能とするため、公民館事業運営においては専門職を効果的に配置した職員体制の強化と、専門職の連携を生かしさまざまな場所で事業展開できる等の取組体制の強化を図られたい。また併せて、関連する相談等へのアドバイス対応や活動計画

の立案を支援する等、多様な市民活動・地域活動の導き手としての役割を、体制強化の中に求めるものである。

⑧ 情報発信の積極的展開

これまでの公民館事業運営における情報発信力は公民館運営審議会でもたびたび指摘した通り決して十分なものとはいえず、市報をはじめ市ホームページ、Fメール、館報等を利用している中でも、周知力に乏しい現状がある。事業によっては対象者にチラシ配布を行って参加を呼び掛けるものもあるが、より広域的な周知方法の研究と実践が急務である。

インターネットや市内掲示板等も含めたさまざまな媒体における利点と欠点を見極め、市民の手に届く効果的な情報発信に努められたい。

3 結びに【期待する公民館事業運営の姿】

これまでの公民館事業で培ってきた知識や技術、経験を踏まえ、場所にとらわれることなく公民館事業運営の更なる推進を図るとともに、さまざまな人・組織・環境等が層をなし関わり合っていくことで、旧態にとどまりがちな公民館事業を脱却し、自他ともに真の価値を見出せる事業展開に変貌していくであろう。冒頭に述べた公民館事業運営の本質である社会教育法第20条の「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」事業の取り組みとは、行政の一方的な投げかけや呼びかけに参加者が応じるだけのものではなく、関わる人々の力の結集で効果を発揮するものであることを、あらためて認識しなくてはならない。この建議がその契機となり、今後の公民館事業に発揮されるよう、大いに期待するものである。

